

広報紙編集発行委託業務落札者決定基準

1 総則

本資料は、安芸高田市広報紙編集発行委託業務を総合評価落札方式による一般競争入札にて実施するにあたり、落札者の決定基準を示すものである。

2 評価の方法

総合評価点は 200 点を満点とし、入札金額に関する評価点、入札金額以外の項目に関する評価点の比率は 1 : 1 とする。

■入札金額に関する評価点の算出方法

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ (点)}$$

■入札金額以外の項目に関する評価項目一覧

評価項目	評価基準	配点 (点)
1. 基本方針		20/100
① 広報紙編集発行における基本方針	○基本方針を理解し、その実現に有効なコンセプト、紙面が期待されるか。 ○市の現状を十分に把握し、効果的な情報発信が期待されるか。	20
2. 業務体制		60/100
① 実施体制	○事業が遂行可能な人員の確保ができるか。 ○効果的な人員体制になっているか。 ○編集・発行の工程管理上の工夫はあるか。	30
② 管理体制	○市からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ○原稿のチェック体制は整っているか。	30
3. 広報の実施		20/100
① 実績と波及効果	○広報紙発行に係る実績があるか。 ○広報紙の読者を増やす創意工夫はあるか。	20

3 落札者の決定方法

落札者の決定は、入札金額に関する評価の点数及び入札金額以外の項目に関する評価の点数の合計点が最も高い提案者とする。

(1) 合計点が最も高い提案者が2者以上の場合の取扱い

評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価の点数の合計点が最も高い入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。

(2) 入札が1者のみの場合の取扱い

入札者が1者のみであった場合でも、評価基準点（「入札金額以外の項目に関する評価」が6割以上であること）を満たしている場合においては、その者との契約に何ら支障がないものとする。